

令和 2 年

寒川町教育委員会会議録

5 月 定 例 会

日 時：令和2年5月20日（水）
午後1時30分 ～ 午後2時52分

場 所：東分庁舎2階第3会議室

出席者

<教育委員会委員>

1 番	大 澤 文 雄
2 番	大 川 勝 徳
3 番	杉 崎 多恵子
4 番	小 川 雅 子
5 番	大 関 博 之

<事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
学校教育課長	小 島 康 義
教育施設・給食課長	水 越 豊
町民センター館長	別 府 拓 自
総合図書館長	嶋 田 章
書記	中 嶋 裕 子

寒川町教育委員会定例会（５月）議事日程

1. 開 会
2. 前回会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
大川委員 大関委員
4. 教育長報告
5. 社会教育施設報告
 - ①公民館報告（資料 １）
 - ②総合図書館報告（資料 ２）
6. 委員報告
7. 議 事
 - 議案第１０号 令和２年度寒川町一般会計補正予算（６月）について
 - 議案第１１号 令和３年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針について
8. 協 議
 - ①寒川町立学校による授業目的公衆送信に関する指針について（資料 ３）
9. その他
 - ①（仮称）寒川町学校給食センター整備の進捗について（報告）（資料 ４）
10. 閉 会

1. 開 会

(大澤教育長)

ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これより寒川町教育委員会5月定例会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

(大澤教育長)

前回定例会の会議録は、先ほど署名委員の署名がありましたので、承認されました。

3. 会議録署名委員の指名

(大澤教育長)

本日の会議録署名委員は、大川委員と大関委員にお願いいたします。

<はいの声>

4. 教育長報告

(大澤教育長)

それでは、次に、私から教育長報告をいたします。

3月3日から町内全小・中学校の臨時休業が続いていますが、国の緊急事態宣言延長、県の学校臨時休業延長の要請を受け、5月7日以降も町内小・中学校とも臨時休業が続いています。このような中、学習課題の配付を実施しており、5月11日、12日の2日間を中心に各学校の先生方が各家庭を回って学習課題の配付をしました。家庭を回る際は密にならないように配慮し、課題を届けたらすぐ次のご家庭に移動することにしていたのですが、中には教員が訪れるのを待っていていた子がいたり、子どもが顔を出してくれて、久しぶりに話をすることができたりしたという報告を受けています。また、課題配付と同時に家庭への電話入れも行っている学校もあります。新年度スタート後、1か月以上が経過しましたが、学習課題の配付や電話入れを通じて、家庭の様子を把握することに努めたり、児童・生徒の様子を把握することができたりするなど、各校にとって貴重な時間となりました。

次に、学習支援動画の配信についてです。臨時休業期間が長引いていることもあり、また、学習課題を配付したことで、学習課題に取り組む際の支援になるような動画配信を考えている学校が出てきています。セキュリティ対策や著作権に配慮しつつ、各学校のホームページから町ホームページを經由して、自分の学校の動画に限定して見るができるようになっておりま

す。早速動画を作成した学校があり、各校の保護者宛てメールを通じて動画をアップしたことを児童・生徒に伝え、既に視聴が始まっています。

次に、再開に向けた準備等についてです。現在、6月1日からの再開に向けた準備を進めています。再開に向けたガイドラインをまとめ、近日の臨時校長会で検討します。小・中学校ともに分散登校から始め、短縮日課を経て、6月下旬から通常日課に戻ることを考えております。

また、マスクや消毒用品がなかなか手に入りにくい状況が続いていますが、学校再開に必要な物品についても手配を進めております。現在、準備を進めているのは、非接触型体温計、マスク、除菌ジェル、極薄手袋などです。町の予備費対応ばかりではなく、教育委員会、各校の予算からも捻出して準備を進めています。

次に、学童の一時受入れについてです。寒川町では、3月3日の学校臨時休業から、児童クラブが開所時間を拡大して児童の居場所確保に努めてきました。しかし、さすがに児童クラブ支援員の疲弊度が高まってきており、5月11日以降の開所時間を12時からとすることにしたため、午前中の9時から12時の時間帯は学校で児童クラブの子を受け入れることにしました。9時前後に学校で受付をして、教職員が児童の様子を見守りながら、学習、外遊び、図書室での読書などをしながら過ごしています。その後、昼食の時間になったら児童クラブに引き継いでいます。

次に、水泳指導の中止について。先ほど申し上げたように、6月1日から学校再開と考えていますが、今年度の小学校における水泳指導は行わないことにいたしました。理由としては、新型コロナウイルス感染が完全な収束とはならない時期に、密な環境となりやすい水泳指導を実施するのは非常に危険であり、臨時休業が長期化して全ての授業ができていない今、学校が再開したとしても多くの時間を水泳指導に割くことは難しいと考えているからです。児童にとってはとても残念なこととは思いますが、安全第一と考え、水泳指導は行わないことにいたしました。

次に、議会関係です。令和2年5月14日木曜日に、令和2年寒川町議会第1回定例会5月第2回会議が行われ、その中で教育委員会に関連した案件は3点ございました。詳細については、内田教育次長より報告をさせます。

それでは、内田教育次長。

(教育次長)

今、大澤教育長からお話がありましたけれども、5月14日に本会議において、4つの議案が上程され、全て可決されました。

1つ目の議案といたしましては、寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正です。内容といたしましては、町長の6月分の期末手当については100分の20に相当する額、副町長及び教育長の期末手当については100分の10に相当する額をそれぞれ減額するという条例の改正です。

2つ目といたしましては、寒川町町税条例の一部改正についてです。こちら

は、新型コロナウイルス感染症対策として、4つの町税条例の一部改正をするものです。1点目は固定資産税に係る措置という中で、先端技術を導入する場合に減免措置があり、それが延長されるということ、それから、2点目は軽自動車税に関する措置についても、環境性能割の減免措置が延長されるという内容です。3点目は、町税条例の徴収猶予の規定が変わったことに関する条文整理です。そして、4点目は個人住民税に関する部分です。この3月以来、様々な行事が中止になりましたが、チケット等を購入されていて、その代金を返金するかしないか、いろいろな課題があったと思います。それについて、返金を受けないということを申し出ることにより、その部分が寄附行為という形で減額される税法上の改正があり、それに対応した条文の改正です。

次に、3つ目の議案といたしましては、寒川町一般会計の補正予算のことです。教育委員会の部分については、前回の教育委員会定例会、第1回臨時会でも議案としてあげておりました、ギガスクール構想の端末の導入、文部科学省のP P / P F I を活用した民間活力導入の維持管理手法の補正予算も含めて提案し、可決されました。

4つ目の議案といたしましては、寒川町議会からの議員提案という形で提案、承認され議決されたものです。こちらにつきましては、議会議員の6月分の期末手当を100分の5%減額するという内容の条例の一部改正です。これについても全会一致で可決されました。

(大澤教育長)

何か報告について質問があれば、よろしくお願いします。

大関委員。

(大関委員)

今、かなり学習が遅れている状況が続いています。これからの動き次第で全く予定も立っていないというのも当たり前ですけども、教育委員会としては先々どういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

(大澤教育長)

前年度が3月の1か月、今年度は4月、5月の2か月間休校している状況です。寒川町の場合はオンライン学習等の体制ができていないため、そういった学習は全くできておりません。先ほど私の報告にあったように、現在は学校からの課題、あるいは家庭に課題を配付することのみ対応しております。6月1日からは、分散登校を始め、6月最終の週から7月にかけては通常の登校に戻していく予定です。新年度は、2か月間授業をしていないということもありますので、今後、夏休みを短縮していくなど対応を検討して、次回の定例教育委員会のときにお話をしていきたいと思います。国もいろいろ考えているということですけども、例えば、教科の内容を絞った形で指導するなど。特に6年生、中学3年生は別として、それ以外の学年については年度をまたいで学習内

容を指導していくなど、様々なことが考えられておりますので、寒川町としても、子どもたちにとって全国とあまり差がないような形で学習に取り組める方法を考えていく必要があります。

詳細については、小島学校教育課長より補足させます。

(学校教育課長)

今、大澤教育長のお話にありましたものが質問に関する回答になると思いますが、1点だけ補足をさせていただきます。やはり期間が短くなった中で、ある程度次年度以降に送るということも考えられなくはないのですが、この学年の中で学習をしていくといった場合に、例えば、単元の配列を考えて似たような単元をまとめて取ることによって、通常の数時間よりは凝縮して教えることができるといったようなことも考えていかなければならないと思います。要するに、よく言われるカリキュラム・マネジメントの部分になり、校長先生をはじめ、学校の先生たちが、年間指導計画が少し短くなった期間の中で、どう組み直して、効率よく子どもたちに理解が深まるように指導していくか、この工夫も1つ大きなポイントになっていくと思っています。

(大澤教育長)

他にどうでしょう。

大川委員。

(大川委員)

夏休みの短縮を考える必要がありそうだというお話がありましたけれども、新聞では土曜授業、あるいは45分の授業だったら40分にするという考えもあります。寒川では、特にそこはまだ考えてはいないということでしょうか。

(大澤教育長)

22日の校長会で、6月1日以降の具体的な対応については話をする予定です。

それでは、小島学校教育課長。

(学校教育課長)

土曜日に関しては今のところ考えてなく、話題にも上っておりません。土曜日というよりは行事を精選して、今までとは同じような形で行事を重ねていくといったようにはならないので、まずはその部分というふうに思っています。ただ、子どもたちの学習、あるいは学校生活の中で重要な行事がありますので、一概に行事を全部精選していくというふうには考えていきたくないと思っています。

また、1コマを短縮する部分に関しましては、今のところ考えておりません。理由としては、子どもたちの業間の手洗い、あるいは消毒といったところの中

では、どうしても1コマ45分や50分の授業でいたものが若干短くなっていかざるを得ないだろうと思っております。やはり、まず消毒や手洗いといったことはとても大事なことで、その上、授業の1コマを短くすると、本当に授業として成立する時間が短くなってしまいますので、今のところはそこで時間数を設けてといったようなところは考えておりません。

(大澤教育長)

他にはよろしいですか。

小川委員。

(小川委員)

先ほどの小島学校教育課長のご説明にあったように、授業の内容を精選し、凝縮して効率よく教えるというトレーニングはとても良いと思います。そんなふうに授業が進められたら、今後も長々とやらないで縮めて大事なことをきちんと教えるという基本の教え方というのが先生方にも日常から身についてただけるという点では、大変良い経験になると思いますので、是非、そういった時間があまりかからないで凝縮した内容の濃い授業のトレーニングを続けていただけると良いと思います。

(大澤教育長)

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

杉崎委員。

(杉崎委員)

今おっしゃったように、内容を精選することは大切なことですが、かなり難しいと思います。来年度にまた少し持ち越すというお話もありましたけれども、来年度の夏休みも活用していただけると良いと思います。

(大澤教育長)

夏休みをどうするかというのは、寒川だけではなく、茅ヶ崎や藤沢、鎌倉、寒川の3市1町でお互い連携を取り合ってやりましょうということになっておりますので、連携を取って進めていきたいと思っております。

それから、分散登校について今考えているのは、クラスを大体2つぐらいに分けて、午前と午後の3時間ずつ授業を考えております。できるだけ密にならない状況ということでは、今の時期は窓を全部開けていても問題ないですが、これから真夏になり暑くなった時に窓を閉め切ってエアコンをつけっ放しというのはいかがなものかという意見もあります。その辺は、またいろいろな方の意見を聞きながら対応していくようになると思っております。

他によろしいですか。

＜はいの声＞

(大澤教育長)

それでは、他にないようですので、これで私の報告を終わります。

5. 社会教育施設報告

(大澤教育長)

次に、社会教育施設の公民館、総合図書館からの報告をお願いします。

まずは公民館からお願いします。

別府町民センター館長。

(町民センター館長)

それでは、公民館から報告させていただきます。

ご存じのとおり、公民館もコロナウイルスの影響を受けまして3月3日から休館が続いている状態です。

まず、4月に実施を予定していた事業の実績は、全て中止となっております。町民センターでは、「子ども映画会」と「メダカの飼育講座」「子ども科学教室」の3つが中止です。

それから、北部公民館は、図書館の職員の方に講師をいつもお願いしている、「ニューズペーパーバッグを作ろう」が中止です。また、以下の通年事業も実施できておりません。

南部公民館は、「親子でクラフト教室」、それから、新規事業で考えておりました大人向けのものづくりの講座も実施できませんでした。以下、通年事業も実施できておりません。

4月は、こういうふうな事業ができなかった中で何をしていたかということを中心に報告させていただきます。まず、職員の研修ということを考えていましたが、職員を集めることが難しい状況だったため、テスト形式による職員の研修を行いました。それから、館や館の周りの整備を行いました。駐車場の周りの低木の剪定、館内の整理、要らない備品の整理や、職員でできる軽微な修繕等を行いました。

それから、公民館事業が8月まで中止や延期ということを町に確認しておりますので、6月の予定については、ほぼ中止です。町民センターの中で1つ新規で考えておりました「アナログレコードの持ち寄り鑑賞会」は、NPOのさむかわラジオさんに協力していただき、地域でということと考えておりましたが、もし開催したとしても密になる講座は今後難しいということもあり、こちらも残念ながら、中止といたしました。

それから、南部公民館の「スポーツ少年・少女のための体幹トレーニング」も新規で考えて6月に実施する予定でした。これに関しましては、開館した後、新規で取り入れましたので、中止せずに延期できる時期に実施したいと思っ

ております。

それから、休館が続いている状況ですけれども、神奈川県が特定警戒都道府県から解除された際には、館を開けていくということをもちろん考えていきますが、開けた場合も以前と同じような利用の仕方は難しいと考えております。例えば、開館時間を短縮したり、1部屋の人数の制限をしたり、今まで使ってきたカラオケ、合唱、体操、そういったジャンルによっては利用できないということも考えた制限付きの開館を考えております。もし、開館するということになれば、まず、新しいルールを利用者の方に通知してから開館する、という流れにしたいと考えております。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問はありませんか。

小川委員。

(小川委員)

開館した際には、合唱もそうですけれども、クラスターが発生していたので、安全第一ということを考え、段階的に制限を設けて開館していただきたいと思います。

(大澤教育長)

他にはいかがでしょうか。

杉崎委員。

(杉崎委員)

「子ども科学教室」の「糸かけ素数アート」は、楽しそうな講座名ですけれども、どのような講座ですか。

(町民センター館長)

こちらは木の板にくぎを幾つも打ち、素数の数だけ間を空けて糸を渡していくと、きれいな幾何学模様ができるものです。簡単に言うと、糸をかけていき、その糸がきれいな形の幾何学模様になり、素数についても学べるというような内容です。

(杉崎委員)

素数について学べることは、子どもたちにとっては良いことだと思います。

また、前回も「プログラミングを楽しく学ぶ」という講座も中止になってしまい、内容的には両方ともとても良い内容の講座なので、是非、今後実施してほしいと思います。

(町民センター館長)

はい。ありがとうございます。

(大澤教育長)

他にいかがですか。よろしいですか。

他にないので、次に、総合図書館からお願いします。

嶋田総合図書館長。

(総合図書館長)

それでは、図書館から報告させていただきます。

資料2をご覧ください。まず1ページ目は、図書室の利用状況となります。図書館も3月から休館となっておりますが、4月は11日まで予約図書の受け取り、返却のサービスをしていました。17日までの15日間で1日平均66人の方が利用、それから、貸出しにつきましては大体150冊ありました。18日からは、完全休館といたしましたので、来館者、貸出しはありません。

それでは、次のページをご覧ください。4月の事業の実績です。企画展示、児童展示、YA展示、それから、絵本、CD、複合図書は、それぞれ4月からテーマを設けて実施を予定しておりましたが、臨時休館により、展示は全て中止となっております。ただ、既に展示してあるものもありますので、もし、図書館が6月初めに再開されて、来館者が展示の場所まで行くことが認められる様になりましたら、それぞれ期間を延長して展示を見ていただきたいと思いますと思いますが、新学期や春をテーマにしたものは季節が終わってしまいますので、それらの展示につきましてはそのまま中止とさせていただきます。

それから、「おはなし会」につきましては、町全体の方針といたしまして、イベント関係の実施は8月31日まで中止ということですので、毎週の「おはなし会」それから、月2回の「おひぎにだっこのおはなし会」は、不特定多数の方が集まりますので、8月いっぱい中止とさせていただいております。

その他には、蔵書点検を実施いたしました。通常、総合図書館は6月に、分室は秋に実施いたしますが、臨時休館を利用して南北分室と総合図書館閉架書庫については実施済みです。その後、総合図書館の開架もやる予定でしたが、完全休館としたため、延期といたしました。

それでは、裏側のページをご覧ください。新型コロナウイルス拡大防止のため、臨時休館とさせていただいておりますが、17日まで一部サービスを行ってございました。ただ、4月10日に、県が「特別措置法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を出されたところ、近隣の図書館が軒並み完全休館に踏み切りました関係で、近隣の方が寒川に来てしまう状況が予想されましたので来館を抑制、それから、スタッフの通勤や勤

務自体密になる状態を少なくするために、寒川につきましても完全休館とさせていただきます。この間スタッフにつきましては、週1から2日の出勤とし、他は全部自宅勤務といたしました。イベントの企画立案やイベントで使用する物品の作成、マニュアルの整備・作成、読み聞かせの練習、オリジナルの紙芝居、クイズなども作っていただいております。これらの成果につきましては、ツイッターやSNSで紹介させていただいております。臨時休館につきましては、5月31日まで延びておりますので、あと10日です。スタッフの皆さんには、各自の仕事のまとめに取り掛かっていただいております。

それから、図書館俳句ポストにつきましては、4月は15日間やっておりますので、応募が7句ありました。また、2月につきましては22句のうち3句が優秀句に選ばれております。

督促につきましては、臨時休館にしておりますので、こちら中止にさせていただきます。

それでは、次のページをご覧ください。5月以降の予定です。5月31日まで臨時休館になっておりますので、展示につきましては先ほど申し上げましたように、5月も中止で再開され次第実施可能なものについては展示を再開することになっております。おはなし会も8月まで中止にしております。

それから、蔵書点検は総合図書館の開架ですが、昨日から中断していた蔵書点検をまた再開させていただいて、大体1週間ぐらいかけて完了させる予定となっております。

今後の予定につきましては、まだ全体的にどうなるか分かりませんが、図書館といたしましては、段階を追ってサービスを再開させていきたいと思っております。まず、最初の段階といたしましては、元のように予約図書の受け取り、返却を1階カウンターで受け付け、次のステップといたしましては、書架までの立ち入りを許可して本を利用者の方に選んでいただきます。ただし、そこで読んだり、図書館に滞在したりしていただくことはまだ遠慮していただきます。それから、その次のステップといたしましては、短時間で滞在していただくことは可能とし、密にならないように椅子の数を減らして、間隔を空けていくことを考えております。次の段階で、恐らく椅子の数はそのまま滞在時間を伸ばして元に戻していきたいと考えております。タイムスケジュールとしてはどれぐらいかかるか分かりませんが、大体このような段階を経て、サービスを拡大していくことを考えております。

図書館からは以上です。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問、意見はございませんか。よろしいですか。

<はいの声>

(大澤教育長)

特に発言はないようですので、これで社会教育施設からの報告を終わります。

両館長はここで御退席ください。ご苦労さまでした。

<両館長退室>

6. 委員報告

(大澤教育長)

それでは、次に、委員報告です。教育委員会を代表して出席しています各委員から会議等の報告があればお願いします。報告はありますか。特にございませんか。

<はいの声>

(大澤教育長)

特にないようですので、これで委員報告を終わります。

7. 議 事

議案第10号「令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月）について」

議案第11号「令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針について」

(大澤教育長)

それでは、これより議事に入ります。

本日は2件の議案が提出されております。

議案第10号「令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月）について」を審議いたします。事務局から提案説明をお願いいたします。

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

それでは、議案第10号をご覧ください。読み上げをもって提案とさせていただきます。

議案第10号、令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月）について。

令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月）のうち、教育に関する部分について別紙のとおり意見を申し出る。

令和2年5月20日提出。

寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

提案理由。教育関係費の予算について、議会の議決を得るべき案件が生じたので、寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定に基づき提案する。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらは町長への申出文です。本文中の「別紙のとおり」につきましては次のページになります。この度の教育委員会に係る補正予算の内容です。こちらで説明させていただきます。

この度の補正予算は、今年度神奈川県から受託した教育研究の委託事業に係るものです。歳入で58万1,000円、歳出で13万1,000円をそれぞれ増とするものです。

まず歳入ですが、16款、県支出金、3項、委託金、2目、教育費委託金は、2節、教育研究費委託金において、かながわ学びづくり推進地域研究事業委託金、46万1,000円を増とします。この委託金は児童・生徒の学力向上、教職員の資質向上に資する事業を県からの委託として実施するためのもので、今年度もさむかわ学びっ子育成事業として町内各校で取り組んでまいります。

また、3節、中学校費委託金において「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育研究事業委託金、12万円を増とします。この委託金は、命を大切にし、夢や希望、感謝の心を持って生きることができる子どもの育成を目指す事業を県からの委託として実施するためのもので、今年度寒川東中学校で受託するものです。どちらも今年度に入ってから当町への配当が決まりましたため、この6月で歳入に計上するものです。

次に、歳出ですが、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、教育振興費、18節、負担金補助及び交付金、12万円は、「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育研究事業の講師謝礼等になります。

また、3目、教育研究室費、10節、需用費、1万1,000円はさむかわ学びっ子育成事業の書籍や記録用DVDの購入費になります。

なお、さむかわ学びっ子育成事業の講師謝礼については歳入のかながわ学びづくり推進地域研究事業委託金、45万円を充当いたします。

補正予算の内容は以上です。

こちらの補正予算の内容、額などにつきましては、教育委員会から町長へ要求として申し出るものでありまして、今後町議会へ上程されるまでには町長等の査定を経ることとなっております。その際に内容や金額等が変わってくることがあることを御承知おきくださいますようお願いいたします。

これで補正予算の説明を終わります。質疑につきましては担当課も含めお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(大澤教育長)

説明が終わりました。何か質問はございませんか。どんなことでも不明なことがあれば。
よろしいですか。

<はいの声>

(大澤教育長)

特に発言はないようですので、議案第10号「令和2年度寒川町一般会計補正予算（6月）について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決めます。

次に、議案第11号「令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針について」を審議いたします。事務局から提案説明をお願いします。

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

それでは、議案第11号をご覧ください。読み上げをもって提案とさせていただきます。

議案第11号、令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針について。

令和3年度使用小学校・中学校教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

令和2年5月20日提出。

寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

提案理由。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条及び第13条の規定により、寒川町立学校において使用する教科用図書の採択方針について提案する。

それでは、1枚おめくりいただきまして、次にございますのが「令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針」になります。こちらも確認のため読み上げさせていただきます。

令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針。

寒川町教育委員会。

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものであるから、採択の対象となるすべての教科用図書について十分な調査研究を行い、児童・生徒にもっとも適した教科用図書を採択すべきである。

そして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に

より、採択地区の教育委員会は、種目ごとに一種の教科用図書を採択しなければならないと定められている。

なお、同法律施行令第15条1項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められている。

以上のことを踏まえて、寒川町教育委員会は令和3年度使用中学校教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

(1) 国、県の方針等を踏まえて採択する。

文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び神奈川県教育委員会からの教科用図書の採択方針を踏まえ、寒川町教科用図書採択検討委員会の示す資料、神奈川県教育委員会作成の教科用図書調査研究の結果等に基づいて採択する。

(2) 公正、適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 寒川町の学校、児童、地域等の特性を考慮して採択する。

寒川町の学校、児童、地域等の実態を踏まえ、各教科用図書の特性を十分に検討した資料を用いて採択を行う。

また、小学校教科用図書の採択方針は、次のとおり定める。

1、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条1項の規定により令和2年度使用教科書と同一のものを採択する。

以上です。

そして、補足といたしましてお話をさせていただきます。今、方針の中に出てまいりましたけれども、これまでも教科用図書の採択を行ってきておりますが、ここ数年連続して行っている教科書採択は、今年度は中学校の全教科の採択を行うことになっております。採択方針にありますように、同一の教科書を採択する期間は4年となっておりますが、本来であれば昨年度中学校の採択を行うところでしたけれども、中学校新学習指導要領の完全実施を来年度に控え、教科書会社から検定に出てこなかったため、今年度中学校の教科書の採択を行うこととなります。

そして、これまでと同様の部分としましては、方針の中の「(1) 国、県の方針等を踏まえて」という中には県の調査研究結果の使用を用いてという意味合いが含まれております。

また、「(3) 寒川町の学校、児童、地域等の特性を考慮して」とありますが、実際には実態把握が一番可能な学校にも調査をお願いする予定になっております。それらの資料を踏まえてとっていただければと思います。

また、(3)の中に「各教科用図書の特性を十分に検討した資料を用いて」とございますのは、茅ヶ崎市と合同で調査員による調査研究を行う予定になっております。これらの調査研究資料を用いてというふうに受けとめていただければと思います。

なお、こちらの資料にはございませんが、第1回目の教科用図書採択検

討委員会を来週５月２６日に予定しております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

(大澤教育長)

説明が終わりました。何か質問はございませんか。
大関委員。

(大関委員)

これも分かる範囲で構いませんけれども、各教科は、前回の教科より出品してくる会社が増えたのですか。それとも変わらないですか。また、２６日から見ますが、内容的に変わっているなど、そういう情報があるかどうかだけ教えていただきたいと思います。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

まず、量の増加分に関しては、前回の全教科採択から比べ、道徳の採択が今回もありますので、教科数としては若干増えております。また、新たに道徳関連で入ってきました発行者もおりますので、若干冊数としては増えているところが見られるとつかんでおります。ただ、大きく教科が増えるということではないので、大きな冊数の差まではいかないですが、若干増えております。

内容については、今回、大きく変わるところはありません。今、学んでいる教科の内容に大体沿うような形でおります。もちろん新学習指導要領の部分になりますので、その辺りは若干変わってくるところもあります。

また、今後のＩＣＴ機器の活用といったことも踏まえて、教科書の中にはそうしたことも意図して作っているところもありますので、内容的に若干変わっているところは見受けられます。

(大関委員)

道徳は増えておりますけれども、例えば、社会科が６社だったのが１０社になっているというような増え方の教科あるのですか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

そこまで増える教科はありません。若干、増えたり減ったりといったところがあるので、総数としては若干増えておりますけれども、今おっしゃ

られたような、6社が10社になるような、そこまでの大きな変化はありません。

(大関委員)

分かりました。

(大澤教育長)

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他に発言がないようですので、議案第11号「令和3年度使用小学校・中学校教科用図書採択方針について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、全員ということで、本議案は原案のとおり決めます。
以上で議事を終わります。

8. 協 議

(大澤教育長)

次に、協議に移ります。案件は1件です。「寒川町立学校による授業目的公衆送信に関する指針について」の協議をいたします。事務局から説明をお願いします。

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

それでは、資料3をご覧ください。「寒川町立学校による授業目的公衆送信に関する指針」を作成いたしましたので、この教育委員会の定例会の場でご協議いただければと思い提案をさせていただきます。

この指針は何かといいますと、この臨時休業期間中に児童・生徒の学びの保障、とりわけ学習指導について、やはり休業期間が長引くことで学習の遅れが懸念されるといった背景があります。教育委員の皆様もそこはご心配を頂いているところですが、今日の大澤教育長のお話にもありましたように、5月11日と12日を中心に学校から家庭へ学習課題の配付を行いました。これで臨時休業期間中に学校に行く機会があることと、この5月のところで学習課題を配付しております。この学習課題を配付した際に、学校からもこの学習課題で学習をする上での学習支援に当たり、渡すだけになって子どもたちが分からないといけないので、その支援をする動画を作成して児童・生徒が見られるようにしたいといった願いがあります。そうした学習の支援を目的とした動画の配信

に関しまして、学校に向けた指針を作成いたしました。資料の背景のところの四角で囲った部分にありますように、文部科学省でも「各教科等において、教科書及びそれと併用できる教材に基づく家庭学習を課すこと」、それから、「ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること」とあります。これに基づき指針を作成いたしました。

「2 ICTを活用した家庭学習ツールに係る基本的な考え方」のところで、大きくこの指針を作成するに当たって考えねばならなかった内容は、1つは全ての家庭においてICTの環境が整っているわけではありませんので、学習格差につながるような内容になってはいけないということです。あくまで、この学習意欲の喚起や学習課題の支援といった形で活用するというのを1つ大きな考え方として設けております。

それから、もう1つ、この指針を作る上で大きく考えたところは、著作権上の留意点です。次のページに入りまして、大きな3番のところに留意点として記載させていただいております。教育委員会事務局もこうしたところはまだまだ不得手なところもありますので、文化庁に確認を取ったり、あるいはこの著作権協会等にも確認を取ったりしながら、どこまでが平気でどこからは著作権上よろしくないのかといったところを確認し、それを学校に伝えるものです。今回、臨時休業が続いている中で、いつもに比べると学習動画の配信、あるいは教科書等学習教材の利用といったことは少し決まりとして緩やかになっておりますけれども、やはりそれでもここは気をつけねばならないといったところを確認しましたので、そのことを記載しております。また、他にも人権に配慮した内容でなければならないところ、ホームページを利用した学習動画や学習課題のプリントのデータ送信を実施するといったところも考慮に置いております。

最後に、具体的にどのようにして見てもらえるようにしたかということを3ページ目の「4 ICTを活用した授業目的公衆送信に係る具体的な内容」に記載させていただきました。やはり動画をアップするにしても、不特定多数の児童・生徒が自由に見ることができる、あるいは、二次使用ができるといったところは大変懸念されるところでありましたので、何らかのパスワード的なセキュリティ上のキーを持つ、あるいはその学校の児童・生徒にしか見られない、他の方が見て、二次使用ができないということのやり方を配慮いたしました。その結果、学校のホームページから学習支援動画のところへ入り、その後、一旦寒川町のホームページにつながるようにしております。寒川町ホームページを活用させていただいて、普段、児童・生徒が使っているeライブラリのパスワードを入力することによって自分の学校の動画を見ることができる様にいたしました。それによって、他校のパスワードは基本的には分からないという中では、他の学校を見て何か不正な使用といったことがないよう、そうしたセキュリティ面を考えてアップしております。

先ほど、教育長報告にもありましたが、早速動画を提出していただき、今のような方法で既にアップをしております。まだ全校というわけではなく、学習

課題の支援が特に必要とされる中学校が割合として多いですけれども、動画が視聴できるようになっており、また、既に視聴回数も幾らか増えているといったところがあります。このようにして、臨時休業期間中の学習を支援する目的の中で授業目的公衆送信に関する指針を作成いたしました。

説明は以上とさせていただきます。この後、ご協議いただければと思います。

(大澤教育長)

説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小川委員。

(小川委員)

I C Tの環境が整っていない家庭もあるため、あくまでも学習意欲の喚起や学習課題等の学習支援になっておりますけれども、具体的にどういった感じのものなのでしょうか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

基本的には、学習課題は先ほど申し上げたように、家庭に届けるという形にいたしましたので、副教材的な冊子や紙媒体であるものがほとんどで、それを見てできるようにしております。ただ、見るだけではまだ習っていない内容等があった際に難しかったり、教科書等を比較しながら学習をしますけれども、場合によっては分かりにくいところがあるかもしれないといった中で、少しでも支援をすることができるような補完的な意味でこの動画を上げております。逆に言いますと、この動画を見なければ学習できないといった内容にはしないようにということを前提としております。あくまで学校から配付した学習課題に取り組む時に、補完的なものとして動画を見たら少し分かるという形にしておりますので、動画を見なければ学習が進まないといったことがないように配慮するといったことをこの指針にも入れ込んであります。

(大澤教育長)

他によろしいですか。

小川委員。

(小川委員)

動画を見ても、それでも何か分からなくてつまずいてしまって、教えてもらいたいと思った場合は、何か対処の方法があるのでしょうか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

もちろん学校に問い合わせただけであれば、説明も聞くことができ、先生方もそこには対応しております。今回、私も全ての動画を見たわけではないのですが、例えば、リコーダーや歌の練習をするといった動画では、楽譜が用意されていたり、教科書があったりします。やはり曲のイメージが湧かない時に音を聞いて、少し教科書や紙の楽譜の理解が進むといったところです。ピアノの音を聞くことができたり、先生が歌を歌っている動画などがあったりして、そういうのを聞くと手元の楽譜が分かるといったような補完をする動画などが上がっておりました。そうしたものが見られない環境においては、学校に訪ねていただくことは可能です。

(大澤教育長)

よろしいですか。

大川委員。

(大川委員)

大体何割ぐらい見ることが可能でしょうか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

今回、この動画を配信するといったところの中では、まずどのぐらいの家庭がＩＣＴ環境、あるいはインターネット環境へつながっているか、綿密に調査ができているわけではなくて、どうしても臨時休業期間中で、配付の方法が難しかったので、正確な数字とは言えないところではありますけれども、今のところインターネット環境があるというお答えを頂いたご家庭は、大体８５％ぐらいです。ただ、それも兄弟間で送ったところで複数回答があったり、なかなか直接プリント等では調査ができなかったりしたので、インターネット環境といったものを通信速度、あるいは端末といったことまでつぶさには聞き取れなかったもので、大雑把な数字になっておりますけれども、大体８５％はインターネット環境があるというお答えがありました。

(大澤教育長)

よろしいですか。

(大川委員)

ありがとうございます。

あと、もう1つ。指針の文章を見て、著作権の問題などが随分絡んできてしまうところがありそうで心配です。様々なコピーなど著作権の侵害について、学校ではかなり緩い部分があるのではないかという心配がありますので、この指針に書かれているようなことを遵守して、うまく活用していただけるよう指導をしていただきたいと思います。

また、急に作成せざるを得ない方も出ると思います。普段忙しい学校の先生方は、この休校の期間中だから少しは時間に余裕が取れるという気もしますので、校長会等で内容が通ったら、早めに研修会や講習会なども開催していただいて、先生方に指導をお願いできたら良いと思います。

(大澤教育長)

著作権については、最近、ほとんどの教職員も十分気を付ける様になってきました。今後も引き続き、指導を徹底していきたいと思います。

他にございますか。

大関委員。

(大関委員)

この配信される時間帯は決まっているのでしょうか。私の子どもは小・中・高全部おりますので、ここからここまでの時間に見なさいとなると1台では見られない場合が出てきます。特に、高校というのは小・中とは違い、いつの何時頃までに提出しなさいということがあるので、そういった時間帯の問題を教えてください。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

視聴できる時間という制限は特にありません。先ほど申し上げたように、学校のホームページからアクセスいただく形になりますので、例えば、朝の時間でも夜の時間でもそこからアクセスしていただいて、パスワードを入れることによってどの時間帯でも視聴していただけるようになっております。

(大澤教育長)

環境が整ってきても、例えば、父親がテレワークをやっていて使えない、兄弟関係で使えないということがあるけれども、ホームページからアクセスすることについては、いつでも開くことができますから、心配ないと思います。

他はどうでしょうか。

杉崎委員。

(杉崎委員)

この指針の内容については、的確に分かりやすく示されていると思います。やはり、85%というのは全員ではないということなので、今後、速やかに全員がこういった環境の中で活用できるように確立していくことが大切だと思います。活用が整備されるまでは、大澤教育長が先ほどおっしゃった、最近では学校で紙ベースでも学習支援をされているということですが、そちらをしっかりとお願いしたいと思います。

このICTの活用は休業中だけですか。それとも登校が分散になった時にも活用される予定ですか。また、授業の遅れなどあるので、通常の授業になっても活用されるのかどうか教えていただきたいと思います。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

まず、家庭の環境を整えていくといったところに関しましては、先ほど、話にもありましたように、GIGAスクール構想が進んでおりまして、1人1台の端末をといたところ、そして、今回の家庭でも使うという前提がある中では、そちらの方面でも家庭のこのICT機器を使った環境を整えるといった話は出ておりますので、杉崎委員がおっしゃられたように、なるべく速やかに整備をしていくということは確かに必要なことだと思っております。

それから、臨時休業が明けた後の動画配信の扱いに関しては、学校が再開となりましたら、一番大事なことは対面での授業です。その中で子どもたちとにかく学んでいただくかといったところがやはり大事になってきます。また、先生方も学校が再開されると、なかなか動画を作成している余裕も厳しくなってくると思いますので、今のところ再開後も続けていくということは考えていないところです。

ただ、分散登校の時期もありますので、すぐに閉鎖といったことは考えておりません。また、心配されるように、この臨時休業のような形が第2波、第3波といったことにより、今後もまだ引き続く可能性も十分考えられます。そうしたときには、やはりこうした手だてを活用できる様に、今後に向けても整えておきたいと思っております。

(大澤教育長)

5月14日の議会本会議の中で、教育委員会のGIGAスクール関係の補正予算絡みの質問の中に、「寒川町も全国並みにPC端末が全ての子どもたちに整備されるようになりましたけれども、今後オンライン学習は考えているか。」という内容の質問がありました。もちろん、オンライン学習に向けては、今後取り組んでいく必要が十分あるわけですが、寒川町の場合、本当にオンライン学習について、授業実践も教育実践も全くないわけで、今後は、やはり

現場の先生方が大いに苦勞すると思います。また、いろいろな方を講師に招いて、これからオンライン学習に向けても取り組んでいく必要があります。その前に、全ての先生方がP C端末を活用した授業展開をできるようにしていかなければならないです。先進的な事例、発表を見ると、全ての先生方が使いこなせるようになるまでには、3年から5年ぐらいはかかっていますので、寒川町も可能な限り、早く先生方が機器等を活用して授業をできるようにしていくことが教育委員会の務めだと考えています。

他にどうでしょう。

小川委員。

(小川委員)

85%の家庭が見られるというところが少し引っかけります。4月26日の新聞に、18年の調べによる総務省の調査の記事がありました。インターネットの利用は、年収が400万以上の世帯は95%、200万から400万の世帯は80.8%、200万以下の家庭になると57.1%にとどまっています。寒川の場合は、差を生まないように紙ベースでの勉強の工夫をされているということで安心しましたがけれども、今回にかかわらず、ICTの活用力というのが学力の差につながらないような努力はこれからも必要だと思っています。例えば、貸出し用のタブレットが学校にあり、見られない子は学校のパソコンでいいよというような配慮が必要な段階になったら、やはりそういうことも考えるべきだと思います。

また、外国籍のお子さんは、やはりICTによって勉強が楽になる場合もあると思います。そういう場合も時代に合わせた今後の改革につなげていく第一歩になると思いますので、積極的に残りの15%に対する支援策を考えていただきたいと思いました。

(大澤教育長)

貴重な意見ですけれども、先ほどの85%というのは、マチコミメールで学校にアンケートをお願いして、そのうち回答したのが6割前後です。あとの40%は、はっきりしないということもありますから、あくまでも暫定的な数字であって、今後、再開したら何らかの形で全家庭に調査をしていく必要があると考えております。

他によろしいですか。

小川委員、どうぞ。

(小川委員)

例えば、中学校だと同じ教科書を使っているのに、数学科だったら数学の同じ動画というわけにはいかないのですか、各学校で作るということですか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

そここのところは私も町内同じ教科書を使っているんで、よろしいのではないかというところも思いましたが、実は先ほどの指針の、3ページ目の上から2つ目のところに「同じ市町村内の他校が作成した、著作物に係る動画等を共有し、活用することをしない」という、著作権上の決まりがあります。その学校がその子どもたちのために作成したという時点で著作権が発生するため、他の学校も同じものを見ることは難しいというふうに聞いております。先ほども申し上げたように、他の学校の動画をアクセスのところでどう制御していくかといったところは、一つ考えたところです。

(大川委員)

それは、共同研究作成というものでカバーできないものなのでしょうか。

(学校教育課長)

共同研究といったところまでは申し訳ありません、検討はしてありませんでした。今回それぞれの学校でというところに来ましたので、今後の宿題にさせていただきたいと思います。

(大澤教育長)

他にございますか。よろしいですか。

<はいの声>

(大澤教育長)

それでは、他に発言がないようですので、「寒川町立学校による授業目的公衆送信に関する指針について」の協議を終了します。

9. その他

(大澤教育長)

それでは、次に、その他です。

「(仮称)寒川町学校給食センター整備の進捗について」事務局から報告をお願いします。水越教育施設・給食課長。

(教育施設・給食課長)

それでは、資料のナンバー4をご覧ください。

前回、4月に第5回の給食センター整備運用検討委員会をやるということで

お知らせしておりましたけれども、コロナの関係で一旦見送りまして、5月の下旬に第5回の「給食センター整備運用検討部会」を開催する予定です。現在、日程調整中です。

内容としましては、今、基本設計を組んでいるところで、そこについての課題を、主に栄養士や調理員の作業動線は、こういったものが望ましいのか、衛生管理をするためにはこういった配置が必要かといったところを業者に図面を何遍も書き直ししてもらって詰めているところです。

また、図面については、別の機会に改めてご紹介させていただいて、教育委員の皆様にご意見を頂ければと思っております。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問はございませんか。よろしいですね。

<はいの声>

(大澤教育長)

ないようですので、これで「(仮称)寒川町学校給食センター整備の進捗について」の報告を終わります。

10. 閉 会

(大澤教育長)

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

ここで次回定例会の期日を決めたいと思います。次回は6月22日月曜日、午後1時30分から、役場東分庁舎第3会議室において開催ということでいかがでしょうか。

<はいの声>

(大澤教育長)

それでは、次回の定例会は6月22日月曜日、午後1時30分から、本日と同じこちらの東分庁舎第3会議室において開催いたします。

これをもって、寒川町教育委員会5月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。